

令和8年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、若者の地域とのつながりや若者同士のつながりを深め、やまがたの元気創出を図るため、若者グループが地域課題の解決に資する事業や地域の元気創出に資する地域おこし活動を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該若者グループに対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「若者グループ」とは、次に定める要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 山形県内に住む、又は山形県出身の15歳（ただし中学生を除く）以上39歳までの者（以下「若者」という。）2名以上を含み構成される団体であること。
- (2) 3名以上で構成される団体の場合は、申請日時点で団体の構成員の過半数が若者であること。
- (3) 構成員に申請日時点で18歳以上の者が1名以上含まれていること。
- (4) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）及び構成員の名簿を整備・所持していること。
- (5) 団体として県税その他租税を滞納していないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。
- (8) 団体の構成員の全員が次に該当しないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ④ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）・関係者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和9年2月15日までに完了する事業で、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 若者グループが、若者の地域とのつながりや若者同士のつながりを深め、やまがたの元気創出を図るために行う、地域課題の解決に資する事業や地域の元気創出に資する地域おこし活動
- (2) 若者グループが県内で行う事業
- (3) 新たに取り組む事業（これまでに実施したことのある事業については、第1号の目的に沿った新たな取組みを含むもの）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る経費のうち交付決定日以降に支出する別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に規定する補助対象事業に要する経費のうち補助事業により得た収入を除いた10/10の額とし、上限額を20万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 団体資格確認書(別記様式第3号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 若者グループは、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入税額控除について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
- (2) 補助事業の目的の達成に支障がある補助事業の内容の変更

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第4号)に第6条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第5号)を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和9年2月26日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、以下のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第7号）
- (2) 収支精算書（別記様式第8号）
- (3) 証拠書類（支出に関する書類（領収書等）の写し及び補助事業の実施が確認できる写真等）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の支払）

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 若者グループは、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第9号）に資金計画書を添付して知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 若者グループは、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第10号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（帳簿の備付等）

第12条 若者グループは、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかななければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費（主なもの）は次のとおりとする。

区 分	内 容
ア 謝 金	外部講師等に係る謝金
イ 旅 費	団体構成員の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費
ウ 印 刷 製 本 費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
エ 消耗品・ 材料購入費	材料、消耗品（単価5万円未満の物品）等の購入費
オ 通信運搬費	通信料金、郵送料等、宅配便送料
カ 委 託 費	専門機関への調査委託等
キ 保 険 料	イベント等の保険等
ク 使 用 料	会議室等の賃借料、機器のリース・レンタル料
ケ 広 告 費	補助事業実施に必要な周知を新聞・折り込み広告、インターネット、SNS等で実施した場合の経費
コ 負 担 金	若者グループが補助事業の実施を目的に、他主催の催事・イベントに参加する際に必要な参加料等の経費。団体構成員が補助事業実施に際し必要な研修等を受ける場合の経費
サ 手 数 料	口座振替・代引手数料等、補助事業における経費支払に要する経費
シ 食 糧 費	イベントの参加者へのお茶代※1人150円程度
ス そ の 他	その他知事が必要と認める経費